

各市町村長 様
各市町村議会議員 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 徳田 秋
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

医療、福祉、介護、年金など社会保障の相次ぐ改悪や派遣切り・リストラなどにより、国民のいのちと暮らしが脅かされています。その結果、生活不安・破綻、家族崩壊などが増加し、自殺、介護殺人など悲惨な状況が後を絶ちません。

「姥捨て山制度」といわれている後期高齢者医療制度も発足後2年目に入りましたが、この制度を「廃止せよ」の怒りの声はさらに広がっています。

施設になかなか入所できず、介護サービスの利用制限など問題山積みの介護保険も、4月からの新たな介護認定基準の導入で、利用者の不安が一層広がっています。

私たちは、各市町村が医療や福祉の切り捨てや民間委託など自治体リストラをすすめることなく、国の悪政から住民のいのちと健康、くらしを守る砦としての役割をはたしていくために、以下の事項について改善をお願いします。

【陳情事項】

【1】自治体の基本的あり方について

- ①憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。
- ②各種の臨時交付金などは時限措置でなく、恒久的な制度となるよう国に要望するとともに、国からの交付がなくなっても、市町村独自に施策を継続実施してください。
- ③税滞納世帯等への行政サービス制限条例は導入しないでください。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

- ①低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

【回答】

保険料の単独減免制度については、平成18年度より実施しています。

- ②低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

【回答】

利用料の単独減免制度については、平成19年度より実施しています。

- ③新基準による要介護認定について

ア. 10月からの「見直し」による介護認定が4月からの新規の認定者も含めて「利用者不在」

の認定にならないよう必要な措置を講じてください。

【回答】

今回の見直しに関しては、認定調査員等に見直しの内容の周知に必要な準備期間の確保がなされているとは思いますが、市としても市内の介護事業所と毎月定期的に連絡調整の会議を開催しております。また介護保険の認定調査等に関し3市町村で海部南部広域事務組合を組織しておりますが、組合の方でも定期的に研修等を開催し、情報の周知を図っています。

イ. 要介護認定者やその家族・関係者などにわかりやすい説明書を配布してください。

【回答】

介護認定結果通知に、『サービス利用開始までの手続き』のチラシを同封しています。

ウ. 認定調査員をはじめ介護サービス従事者に「見直し」内容の研修、説明会をおこない現場の混乱がおきないようにしてください。

【回答】

アと同じ

- ④ 特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

【回答】

市内に特別養護老人ホーム2箇所、地域密着型サービス施設4箇所と整備はされているが、特別養護老人ホームでは入所待機者が多く、重要な課題と考えている。海部圏域で広域的にその整備推進を図っていききたい。市の権限による地域密着型サービスの整備については今後利用ニーズを見極めながら、検討していきます。

- ⑤ 介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

【回答】

今年度国の施策により介護報酬改定(+3%)により介護職員の処遇改善が図られたところですが、この度21年10月サービス提供分より『介護職員処遇改善交付金』制度が介護職員の処遇改善をさらに進める目的で始まっております。介護職員の処遇改善が進めば、人材の確保にもつながりますので、今後も国の動向を見守ってまいります。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

- ① 配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

【回答】

昼食の配食サービスを平成8年度より実施しており、週1回(土曜日)の実施を平成19年度より月曜日から土曜日までの中で週5回に変更し、健康の保持と安否確認も含めて実施しています。料金については実施当初より引き上げておりません。

会食方式についても、現在総合福祉センターの喫茶室で使用できるチケット(利用券)を交付し、引きこもりの予防としていますし、また社会福祉協議会が年3回市内の一人暮らしの高齢者を対象に、ふれあい昼食会も実施し交流していただいています。

- ② 高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般財源で実施してください。

ア. 敬老バスや地域巡回バスなどの外出支援

【回答】

現在市内を巡回するバスを無料で運行しています。

イ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への援助など多面的な施策の拡充

【回答】

介護予防につながる重要な施策と考えますが、援助等については現在は考えていません。

(3) 障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

【回答】

平成19年度に制定した『要介護認定高齢者に係る障害者控除対象者認定書交付事務処理要領』により認定基準を定めています。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

【回答】

すべての要介護認定者に障害者控除対象者認定申請書を個別に送付し、認定者に障害者控除対象者認定書を送付しています。

2. 高齢者医療などの充実について

①後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にしてください。少なくとも、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

【回答】

全ての後期高齢者医療対象者の医療費の自己負担について、無料化は、多くの財源が必要となりますので、できません。しかしながら、現在、後期高齢者福祉医療費給付金は、住民税非課税のひとり暮らし高齢者や精神障害者医療支給条例に規定する受給資格者(県より拡大)についても福祉給付金の対象として、拡大しています。

②70歳から74歳の高齢者が2割負担になった場合、1割分を助成して、自己負担を1割負担に据え置いてください。

【回答】

現在のところ、国の制度に準じた対応を考えています。

③後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

【回答】

広域連合において、資格証の交付基準が決められています。現在のところ、資格証対象者はいません

④後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

【回答】

法律では、後期高齢者医療制度の加入については、65歳から74歳までの方は、選択できることになっていますが、現在の状況は、医療費の自己負担分と後期高齢者医療保険料とを比較した結果、その選択する余地をなくしています。このことは、県全体が考えていかなければならない問題と考えています。

⑤肺炎球菌ワクチンの接種費用の助成制度を設けてください。

【回答】

肺炎球菌ワクチンの有効性、安全性について調査研究が進められておりますが、現在まだ予防接種法上の対象疾病となっていません。

市としては、予防接種法の対象疾病としての位置づけについて、今後国の動向を見ながら対処していきたい。

3. 子育て支援について

①中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

【回答】

現在、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(中学校卒業)までの医療助成制度を現物給付で行っています。

②妊産婦健診は、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。超音波検査は、厚労省通知に示されているように、最低4回を年齢制限なしに助成してください。

【回答】

当市の妊産婦の公費による健診は、現在産前14回実施をしております。尚、産後は、行っていませんが、乳児に対し2回実施しております。

来年度は国が示す標準的な内容をすべて実施する予定であり、その中に超音波も4回行うこととなっております。

③ヒブワクチンの任意予防接種の費用を助成する制度を設けてください。

【回答】

ヒブワクチンは、現在まだ予防接種法上の対象疾病となっていません。

市としては、予防接種法の対象疾病としての位置づけについて、今後国の動向を見ながら対処していきたい。

④就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.3倍以下の世帯までとしてください。

また、申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。

4. 国保の改善について

①保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。

【回答】

一般会計からの繰入金については、平成21年度は、法定外繰入金として、その他繰入金を2億1千万円予算計上し、平成20年度より、4,000万円増額しました。

イ. 少子化対策として就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。

【回答】

現在、弥富市においては、子供医療の拡大を行っており、均等割の対象としないことは、考えていません。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

【回答】

現在も、所得の著しい減少やリストラ減免を実施していますが、国のモデル事業等の結果などを考慮し、検討を重ね、改良すべきところがあれば、改良していこうと考えています。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

【回答】

この様な、減免基準は考えていません。

②保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳の年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。

なお、義務教育終了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

【回答】

資格証明書は、現在の所発行していません。すべて短期証で対応していますが、一定の要件の中で、分納が適正に実行されている方については、普通証を交付しています。

また、15歳以下の子どもがいる家庭については、滞納世帯でも、6ヶ月の短期証の交付を心がけていますが、接触ができない家庭もいますので、全ての世帯に交付するということにはなっていません。

イ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には、正規の保険証を交付してください。

【回答】

同上

ウ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。

【回答】

被保険者の実態を調査の上、適正に対処したいと考えています。

③一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度の案内チラシ・申請書などは、行政窓口および医療機関の窓口におくなど、制度を広く住民に周知してください。

【回答】

著しい所得減少についての、医療費の一部負担金の減免制度を設けています。これは、生活保護における基準生活費をベースとしたものです。また、今年度は、国のモデル事業が実施されていますので、その結果、国が指針を示しますので、この指針を参考に現在ある減免規定に改良するところがあれば、改良していきたいと考えています。

5. 障がい者施策の充実について

①障がい福祉サービス、自立支援医療、補装具の利用料負担、施設での食費などの負担を、市町村独自に軽減してください。

【回答】

障害者自立支援法では利用料負担は1割と規定されておりますが、利用者負担が過大にならないよう、所得に応じて1月当たりの負担限度額を設定しております。さらに、特別対策等により負担限度額をさらに軽減するとともに、資産要件を撤廃し利用者負担の軽減を図っておりますので、今後も国に準じて実施してまいります。

②市町村が行っている地域生活支援事業(移動支援・地域活動支援センター・日常生活用具等)の利用料をなくして下さい。

【回答】

障害をお持ちの方が地域で安心して生活ができるよう地域生活支援事業を実施しています。利用料につきましては、利用者は近隣市町村の方が利用してお見えですので、同じ事業所の利用者間で差が生じないように近隣市町村と調整を図りながら決めており、今後も調整を図りながら進めてまいりたいと考えています。

③親亡き後の障がい者の生活を守るために、ケアホーム・グループホームの建設・設置費補助、運営費補助を市町村単独で行ってください。

【回答】

ケアホーム・グループホームの設置には、近隣住民のご理解ご協力が必要であり、なかなか設置できないのが現状です。現在、市内にあるケアホーム・グループホームは愛知県厚生事業団の設置であり、市単独での補助は考えておりません。

6. 健診事業について

- ①特定健診、がん検診、歯周疾患検診の自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

【回答】

特定健診は、一部負担金1000円で実施していますが、70歳以上の高齢者については、無料となっています。

特定健診事業については、医療機関でのインフルエンザ予防接種が10月から始まることもあり、本年度は、9月30日までです。また、集団による特定健診については、7月に3回、各50名の定員で実施しました。

平成22年度については、医師会と相談のうえ、10月末まで期間を延長したいと考えています。

がん検診の無料化及び実施期間については、海部地区8市町村統一で実施しているため調整が必要となってきます。又、今年度より女性のがん検診に集団を取り入れました。尚、歯周疾患健診は無料で通年行っています。

- ②40歳未満の住民を対象に健康診査を自己負担無料で実施してください。

【回答】

当市では30代検診を行っていますが、自己負担を1,000円としております。

自己負担につきましては、特定健診との整合性をとるためであります。

- ③歯周疾患検診を毎年無料で受けられるようにしてください。

【回答】

当市の歯周疾患検診は20歳以上又は、妊娠中の方を対象に無料で、通年実施しています。

7. 生活保護について

- ①憲法25条および生活保護法に基づいて、生活保護申請を認めない或いは妨害することのないようにしてください。また、保護が必要な人には早急に支給してください。

【回答】

生活保護法第7条の申請保護の原則に基づき、法24条3項の申請のあった日から14日以内に保護を開始できるよう適性実施に心がけています。

- ②愛知県通知(2008年12月11日)に基づき、稼働能力や居住地のないことを理由に生活保護申請を拒否することのないようにしてください。

【回答】

平成20年12月11日付愛知県健康福祉部長通知に基づいて、相談・申請を受け付けています。なお、稼働能力につきましては、厚労省社会・援護局長通知第4に基づき判断し、居住地のない相談者につきましても厚労省社会・援護局長通知第7に基づいて真摯に相談に対応しています。

- ③そのために、専門職を含む正規職員を早急に増やしてください。

【回答】

社会福祉法第16条第2項の所員定数、法18条の(社会福祉主事)設置につきましても法にてらして、正規職員を配置しております。

なお9月現在の厚労省福祉行政報告例より、本市の保護世帯数、保護人員は、128世帯、179人で、職員は査察指導員1、ケースワーカー3、経理担当職員1で、全員社会福祉主事の資格を有し、正規職員です。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し、安心してらせる年金制度を確立してください。また、社会保険庁の解体をやめ、民営化は凍結してください。
- ②後期高齢者医療制度は廃止してください。国民健康保険への国庫負担を増額してください。
- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護認定基準を元に戻してください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。
- ④義務教育終了までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充してください。
- ⑤消費税の引き上げは行わないでください。
- ⑥社会保障費2200億円の削減方針を撤回してください。また、これまでの医療費抑制策で崩壊寸前の医療現場を救うために、国の責任で医師・看護師不足を解消してください。
- ⑦障害者自立支援法を早急に廃止し、障害者総合福祉法を制定してください。
- ⑧介護保険サービス利用者としてされている、65歳以上の障害者および40歳以上の16特定疾病該当者のうち障害として認定されているものに対して、介護保険を優先適用するのではなく障害者施策を優先適用してください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。
- ②後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にするための医療費助成制度を設けてください。当面、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。
- ③70歳から74歳の高齢者が2割負担になった場合、自己負担を1割負担に据え置くために、1割分を助成する医療費助成制度を設けてください。
- ④後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。
- ⑤子どもの医療費助成制度の対象を通院についても中学校卒業まで拡大してください。
- ⑥国民健康保険への県の補助金を増額してください。
- ⑦精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。
- ⑧障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。
- ②低所得者に対する独自の保険料および一部負担金の減免制度を設けてください。
- ③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。
- ④後期高齢者の意志が十分反映できる制度的保障として、後期高齢者の代表を含む後期高齢者医療制度運営協議会(仮称)を設置してください。

以上